

☆届出等を忘れずに！☆

南城市外へ転出するとき

市外へ転出の際は異動届と同時に、受給資格者証を市民課へ必ずお返しください。資格喪失の手続きが必要です。

必要なもの：受給資格者証

※転出後に受給資格者証を使用された場合は、医療費を市に返還していただくことになりますのでご注意ください。

加入保険に変更があったとき

転職などで健康保険が変わったときや、加入保険の記載事項に変更があった場合には届出が必要です。

必要なもの：保険証、受給資格者証

振込口座を変更したとき

助成金の振込口座の名義を変更したときや、解約したなどのときは、早めに届け出てください。

必要なもの：保険証、通帳

加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給されるとき

受給資格者証を使用した医療費に対し、ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、市に届け出てください。

すでに高額療養費や付加給付金が支給されている場合は、支給された分に関して医療費を市に返還することになります。

医療費助成金の有効期限について

②自動償還・③償還払いの領収書有効期限は診療月の翌月から起算して2年以内となりますのでご注意ください。

☆ご協力ください☆

住所・健康保険に変更があったとき

病院・薬局などの窓口にて、その旨お伝えください。

高額な医療を受けるとき

入院などで医療費が高額になるときには、『限度額適用認定証』を医療機関等の窓口にご提示ください。提示がない場合、「①窓口無料方式（現物給付）」や「②自動申請方式（自動償還）」による助成ができないことがあります。

※『限度額適用認定証』は、ご加入の健康保険への交付申請が必要です。その際、非課税世帯の方は、被保険者の非課税証明書が必要です（国保以外）。受診月により証明書の課税年度が違いますのでご注意ください。医療機関で精算される前に交付を受けてください。

学校の管理下でケガ等をされたとき

学校管理下での負傷、疾病等については、受給資格者証を使用せずに、各学校で加入している「災害共済給付制度」をご利用ください。条件により制度対象外の場合のみ、子ども医療費助成の対象となります。

「災害共済給付制度」の申請・お問い合わせは各学校までお願いします。

小児救急電話相談窓口

「#8000」

休日、夜間の急な子どもの病気にどう対処するか迷った時に、看護師・医師から適切な対処方法をアドバイスします。

平日：19時～翌朝8時、土日祝：24時間対応

R6.4月改訂

R6.4月～



南城市

子ども医療費助成制度の

ご案内



南城市役所  こども相談課

電話 098-917-5212

子ども医療費助成について

助成対象

南城市に住所を有し、かつ健康保険に加入している通院は中学3年生まで、入院は18歳年度末年齢までの子ども。

※生活保護や、重度心身障害者医療等その他の制度で助成を受けるところができる人を除きます。

助成を受けられる期間

資格取得の日から助成対象年齢の年度末（3月31日）まで

手続きの流れ



出生または南城市への転入



受給資格者証の発行手続き

【受給者資格者証の発行手続きに必要なもの】

- 対象児の健康保険証
- 保護者名義の通帳

※出生届（対象児の健康保険証ができてから）、転入届を済ませた後は、早めに申請しましょう！

助成できる医療費

- 保険診療による医療費の自己負担分

※高額療養費・付加給付金、災害給付制度等の適用分は除きます。

- 療養費払い（補装具等）の保険診療分
- 未熟児養育に係る自己負担分

※保険診療外の健康診断や予防接種、薬剤容器代、入院時の差額ベッド代、食事代、特定療養費等は助成の対象になりません。

助成方法（①窓口無料方式 ②自動申請方式 ③窓口申請方式）

① 窓口無料方式（現物給付）

病院・薬局などで保険医療による自己負担分を窓口で支払うことなく、無料で医療を受けられます。

利用するためには

毎回必ず「受給資格者証」に健康保険証を添えて医療機関窓口にご提示ください。

※医療機関が窓口無料方式に対応していない場合は②か③の方式で申請してください。

② 自動申請方式（自動償還）

窓口無料方式に対応していない病院・薬局などでの申請方法になります。医療機関の窓口で支払を済ませると、後日、保護者の指定口座に自動で振り込まれます。

利用するためには

毎回必ず「受給資格者証」に健康保険証を添えて医療機関窓口にご提示ください。

助成方法

助成金は、診療月の翌々月の25日（25日が土日祝祭日にあたる場合は前平日）に口座振込により支給します。

振込通知は行いませんので、通帳にてご確認ください。なお、医療機関等への照会で振込月が遅延する場合がありますのでご了承ください。



窓口無料方式（現物給付）に対応できる医療機関等は、沖縄県のホームページで公開しています！！

③ 窓口申請方式（償還払い）

病院・薬局などの領収書を直接、南城市役所へ提出する方式です。以下の場合にご利用ください。

- ・医療機関等が①及び②の方式に対応していない
- ・県外での受診
- ・受給資格者証を提示しなかった
- ・コルセットなど治療用具（補装具）作成

申請先

南城市役所 こども相談課

必要なもの

- 領収書（本人名及び点数入りの原本）
- 受給資格者証 ○対象児の健康保険証
- その他必要書類（限度額適用認定証、限度額超過分の支給決定通知書等）

受付期間

受診の翌月以降から2年以内（受診月の申請不可）

助成方法

申請月の翌月25日（25日が土日祝祭日にあたる場合は前平日）に口座振込（遅延する場合あり）。

※※ご注意下さい※※

限度額を超える医療費を支払われた方

ご加入の健康保険に申請し、『支給決定通知書等の入金額が証明できるもの』もお持ちください。なお、お問い合わせはご加入の健康保険にお願いします。

治療用装具を作成された方

ご加入の健康保険に申請し、『支給決定通知書等の入金額が証明できるもの』と『医師の証明書』と『領収書』をお持ちください。

保険証を提示せず10割（全額）支払われた方

ご加入の健康保険に申請し、『支給決定通知書等の入金額が証明できるもの』もお持ちください。